



## 第3章 猫を飼う人のルール



猫を飼うことは、飼い主がその猫の一生について責任をもって面倒をみることです。

飼い主は、猫の習性、行動等を理解し、命の大切さを十分理解したうえで、最後まで責任をもって飼いましょう。

### ■ 飼い始める前に・・・

その住宅で飼養できるか、住環境は整っているか、家族全員の同意があるか、十分な世話ができるか、近隣に迷惑をかけないようにできるか、毎日の世話や餌代、病気の際の治療費が賄えるか、よく検討してください。

#### 1 法令の遵守

##### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）

飼い主の責務として、動物の健康及び安全を保持するとともに、人の身体、財産等を害したり、人に迷惑を及ぼさないように努めること、みだりに繁殖したりしないように繁殖制限をすること、所有者明示に努めることなど。

##### (2) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

動物愛護管理法に基づく終生飼養や適正飼養、生活環境の保全など、犬や猫を含む家庭動物等の飼養及び保管に関する基準。

##### (3) 薩摩川内市環境美化推進条例（平成16年条例第175号）

犬又は猫その他の愛玩動物を適正に飼養・管理するとともに、みだりにふんを放置しないこと。

#### 2 終生飼養の責務

猫の飼養を放棄して捨てること（遺棄）は犯罪です。動物愛護管理法（第44条）では、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、給餌若しくは給水をやめる等の虐待や遺棄をしたものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」となっています。



### 3 屋内飼養に努める

猫は室内で飼うのが基本です。屋外には危険がいっぱいです。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルの元になりかねません。上下運動のできる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば、室内で飼うことは可能です。

### 4 繁殖制限

- ・ 動物愛護管理法（第37条）では、猫の所有者は「みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」と規定されています。
- ・ 飼い猫が繁殖して数が増え、適正な飼養ができなくなるおそれがある場合は、繁殖を防止するための不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・ 不妊・去勢手術により、泌尿生殖器系の病気や性ホルモンの影響による病気のリスクが軽減され、より健康的に長生きすることができます。また、一般に穏やかな性格になるといわれています。

### 5 所有者の明示

- ・ 飼い主は、自分の猫であることがわかる措置（明示措置）をしましょう。
- ・ 明示措置は、首輪に名札（迷子札）等を付けたり、マイクロチップを使用する方法があります。マイクロチップを使用している場合でも、外観でわかるものを併用するとよいでしょう。

### 6 適切な飼養と近隣への配慮

- ・ 猫の習性、行動等を十分理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、愛情をもって最後まで適切に飼養しましょう。
- ・ 猫に関する苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあります。苦情の内容をしっかりと吟味し、自分の都合や言い分ばかりを主張しないで、よりよい対応に心がけましょう。
- ・ 猫が嫌いな人や猫の毛やフケ等にアレルギー反応を起こす人もいることを理解しましょう。



## 7 トイレのしつけと餌やり・水やり

- ・ 猫は決まった場所に排泄する習性があります。市販のトイレ砂などを用いて一定の場所にトイレを設置すれば、しつけが可能です。特にそと猫は、トイレのしつけを徹底しましょう。
- ・ 猫に餌や水を与えるときは、決まった場所で与えるようにしましょう。
- ・ 置き餌はしないようにし、食べ残しは早めに片付けるようにしましょう。

## 8 健康管理

- ・ 毎日の世話を通して、猫の様子や飼養環境を観察しましょう。猫に異常を感じたときは、早めにかかりつけの獣医師に相談しましょう。
- ・ 猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病気があります。定期的な健康診断と予防接種を受けることも大切です。

## 9 人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。ほとんどの病気は、一般的な衛生対策を守れば予防できます。

- ・ 口移しや同じ食器で食べ物を与えない。
- ・ 口づけなど過剰な接触をしない。
- ・ 猫に触った後と、飲食の前には手を洗う。
- ・ 排泄物はすぐに片付け、処理の後には手を洗う。
- ・ 猫の健康と衛生的な飼養環境を保つ。

## 10 高齢猫

- ・ 獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、猫の寿命は年々伸びています。ある資料によると、猫全体の約3割が10歳以上の老齢で、シニアといわれる7歳以上の猫が半数程度を占めるようになってきています。
- ・ 動物が老齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩している時間が長くなります。
- ・ 高齢の猫の世話には、これまで以上に注意を払いましょう。消化機能が低下してきますから、食事にも気を配り、大きさや固さなどを考慮して、食べやすく栄養バランスのとれた餌を与えましょう。



- ・ 老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。老い方やそれに伴いどんな問題が出てくるかは、個体によって異なります。認知症の症状を示すこともあり、異常な食欲、目的なく歩き続ける、不適切な排泄など、様々な症状が現れます。症状によって必要な対策や介護も異なりますから、問題の原因を探りながら、一つずつ対処していくことになります。
- ・ 身体的な問題は、かかりつけの獣医師とよく相談しましょう。介護グッズもいろいろなものを試してみて、一番合ったものを使用しましょう。

## 1 1 災害時の備え

災害時においても、猫は飼い主の責任のもとで、飼養・管理することが必要になります。家族の一員である飼い猫のために、安全に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- ・ 保存ができる餌や水、常用薬を、少なくとも5日以上確保しておきましょう。
- ・ 飼い主が特定できるよう、迷子札とともにマイクロチップの二重の用意が、いざというときに有効です。
- ・ はぐれた場合を想定して、飼い猫と飼い主が一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話に保存しておくのもよいでしょう。
- ・ ケージやキャリーバックに入れるように、普段から慣らしておきましょう。
- ・ 飼い猫とともに行動し、避難所へ向かいましょう。通常、ペットは避難所居室には入れません。飼養に必要な資材は、飼い主が持ち寄るのが原則です。